

【資料 14】市民ワークショップの概要

1. 目的

第2期環境基本計画の策定にあたり、現行の環境基本計画の振り返り及び今後の計画の方向性、課題達成のための市民の役割や行動について、意見を聞くために実施した。

2. 参加者

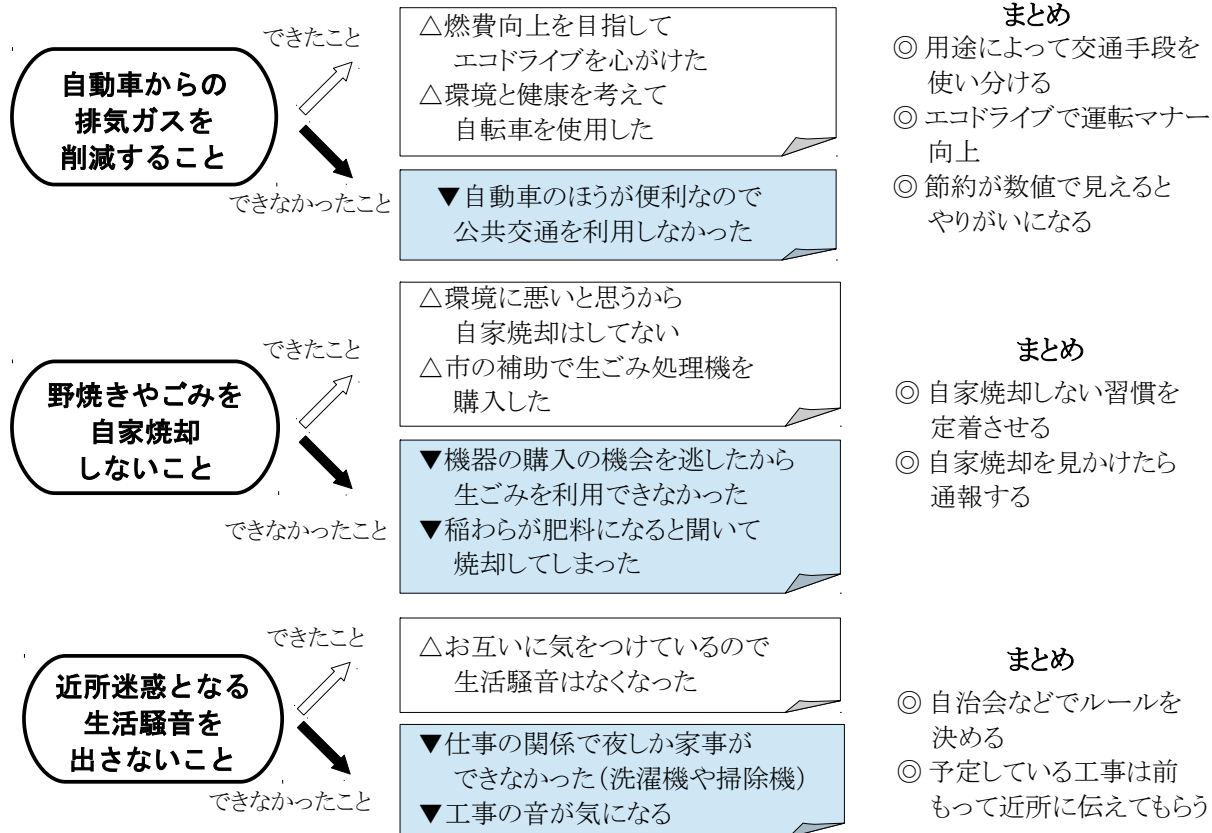
28名（自薦、推薦、環境審議会委員等）

3. 実施内容

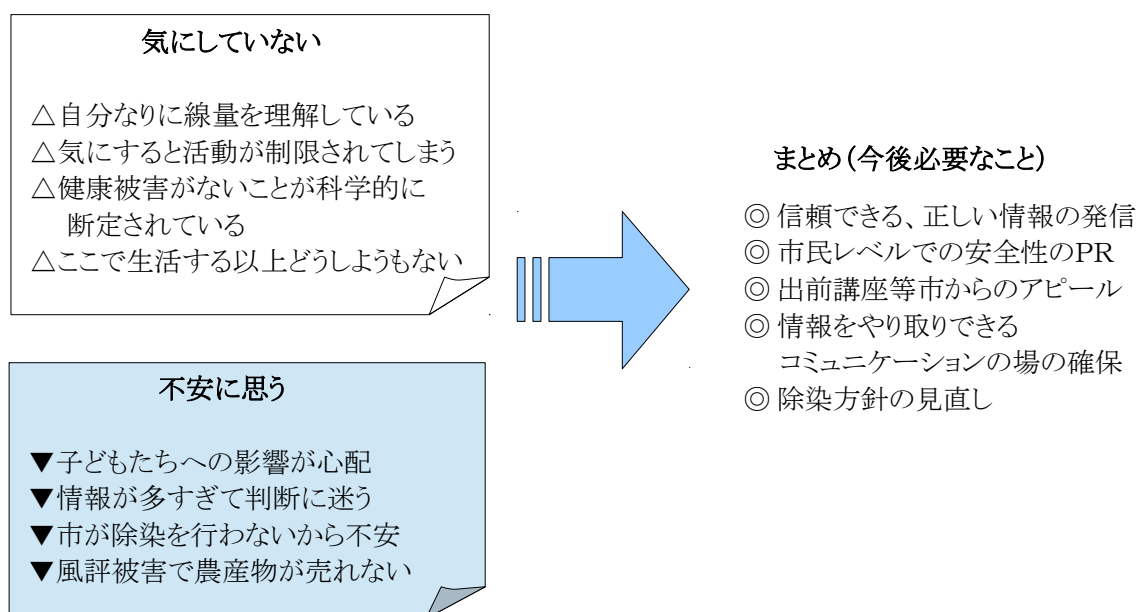
	開催日	内 容	検討テーマ
第1回	平成24年 (2012年) 10月11日(木)	現行の環境基本計画にある基本目標とそれを達成するための「5つの望ましい環境像」についての総括 (市民の立場からできたこと・できなかったことのまとめ)	「人の健康を保護するまちをめざして」 ・大気汚染による健康被害の防止 ・公害の防止
			放射線に関すること
第2回	10月25日(木)		「人と自然が健全に共生するまちをめざして」 ・生態系の多様性の確保 ・多様な自然環境の保全・回復
			「自然と歴史を守り、人と自然が触れ合えるまちをめざして」 ・良好な景観の創造と保全 ・自然景観、歴史的景観の保全
第3回	11月8日(木)		「資源循環型社会をめざして」 ・省資源、省エネルギーの推進 ・新エネルギーの利用推進
			第1回～第3回までの総括
第4回	11月29日(木)	今後の環境目標（望ましい将来の方向性）や市民の役割、行動について検討	望ましい将来の方向性 環境目標
第5回	12月20日(木)		市民の役割
			ワークショップ全体の総括

第1～3回のまとめ

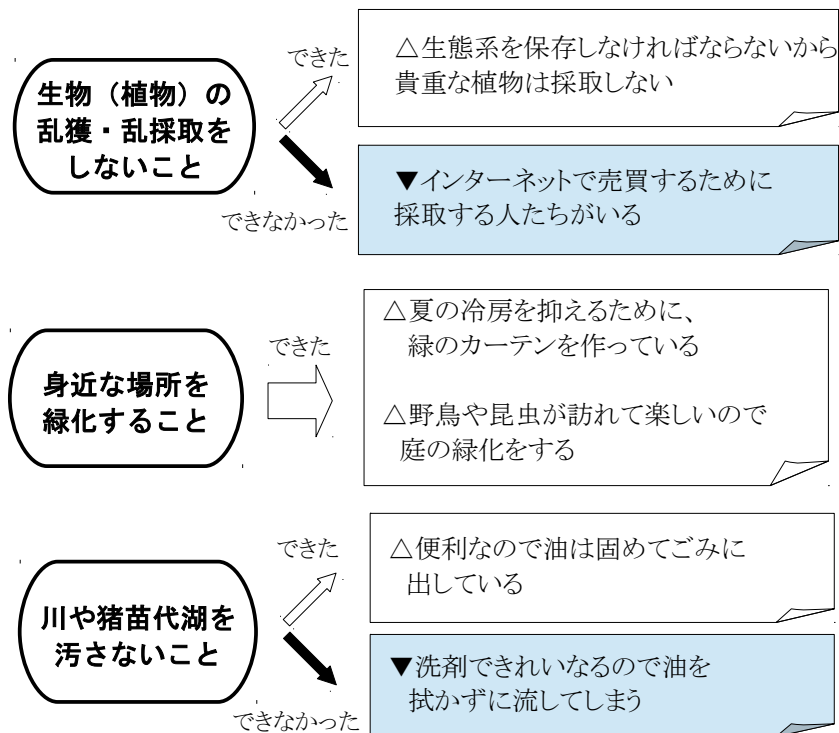
テーマ「人の健康を保護するまちをめざして」



テーマ「放射線に関すること」



テーマ「人と自然が健全に共生するまちをめざして」



まとめ

- ◎ 希少種の情報を市民にPR
- ◎ ウォークラリーなど学習の機会を作る
- ◎ 学校教育の中に取り入れる

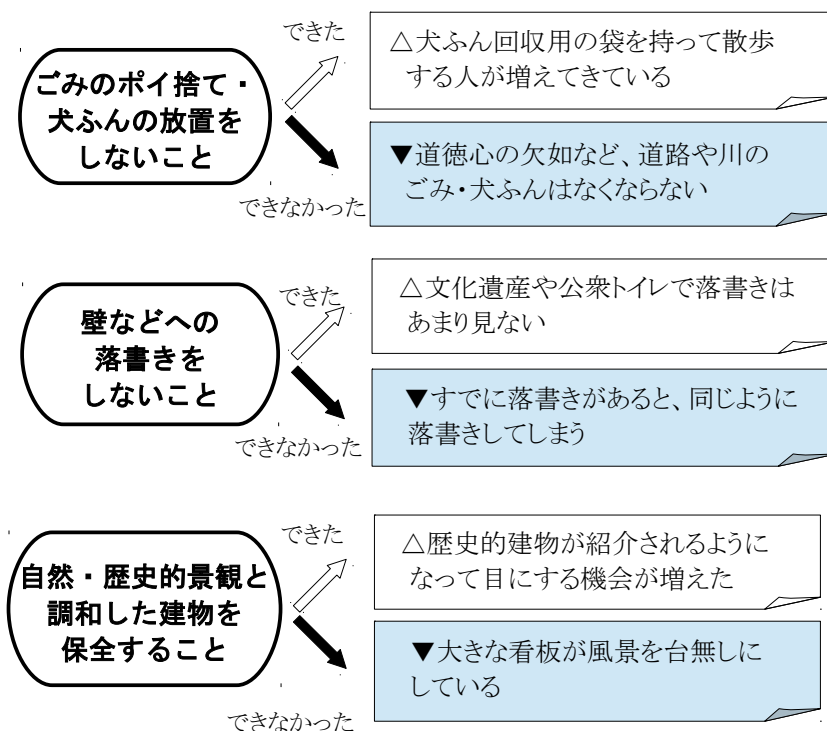
まとめ

- ◎ 取り組みの情報を市民に伝えたい
- ◎ 子ども頃から取り組む
- ◎ 暑さ対策や心を和ませる等緑化の良さを実感

まとめ

- ◎ ルール・マナーの徹底
- ◎ 下水道への接続を勧める
- ◎ 一人一人が油を拭く面倒くさがない

テーマ「自然と歴史を守り、人と自然が触れ合えるまちをめざして」



まとめ

- ◎ あいづっこ宣言を守る
- ◎ 1日1個、皆がごみを拾う
- ◎ 環境美化活動のPR
- ◎ 監視の目が必要

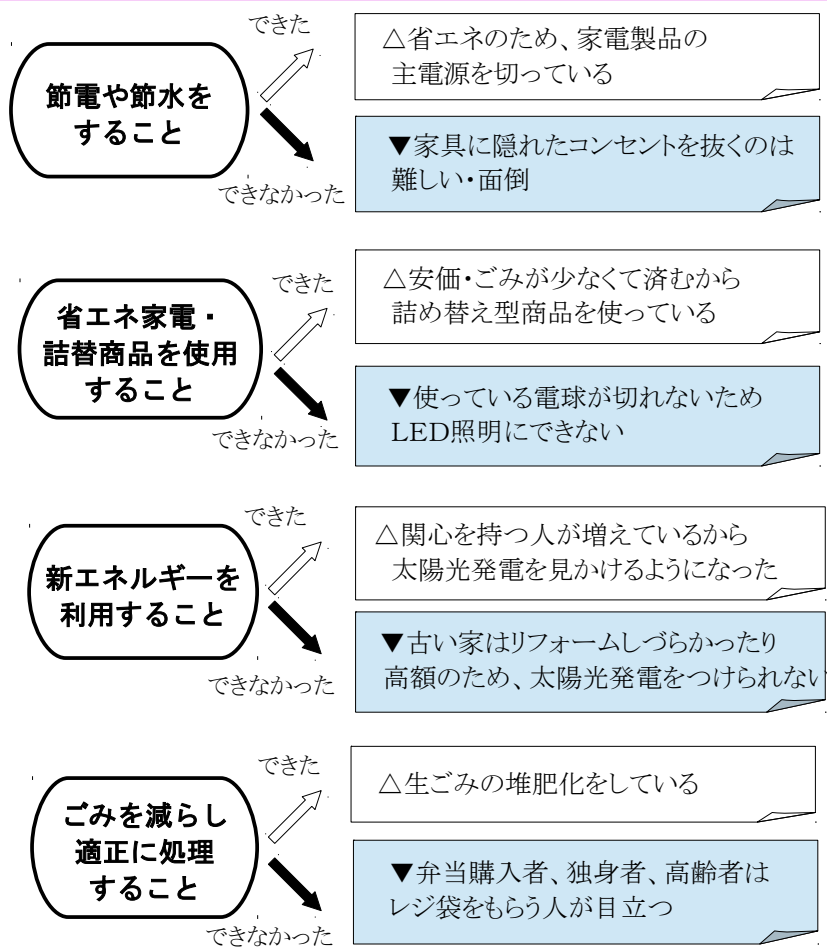
まとめ

- ◎ 落書きがない状態を保つ
- ◎ 落書きしにくい環境を作る（パトロールなど）

まとめ

- ◎ 市民自ら理解する取り組み
- ◎ 景観条例施行後よくなっている
- ◎ 個人では解決できない

テーマ「資源循環型の地域社会をめざして」



まとめ

- ◎ 節電は手軽に取り組める
- ◎ 節水は自然の水の利用や少量で済ませる心がけ

まとめ

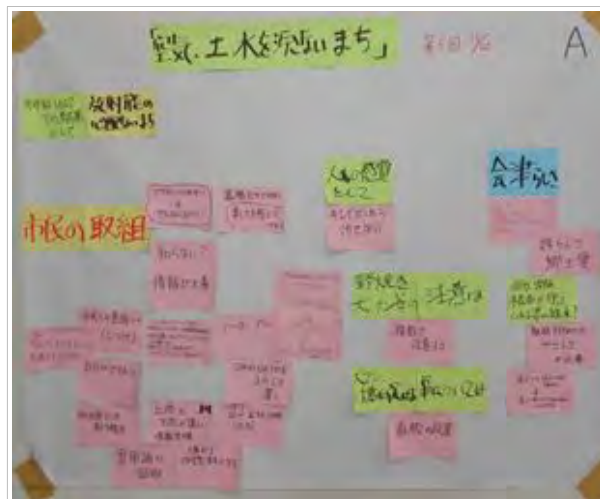
- ◎ 買い替えのタイミング、価格、補助がキーとなる
- ◎ エコ商品の良さ、経済性をもっと知らせていく

まとめ

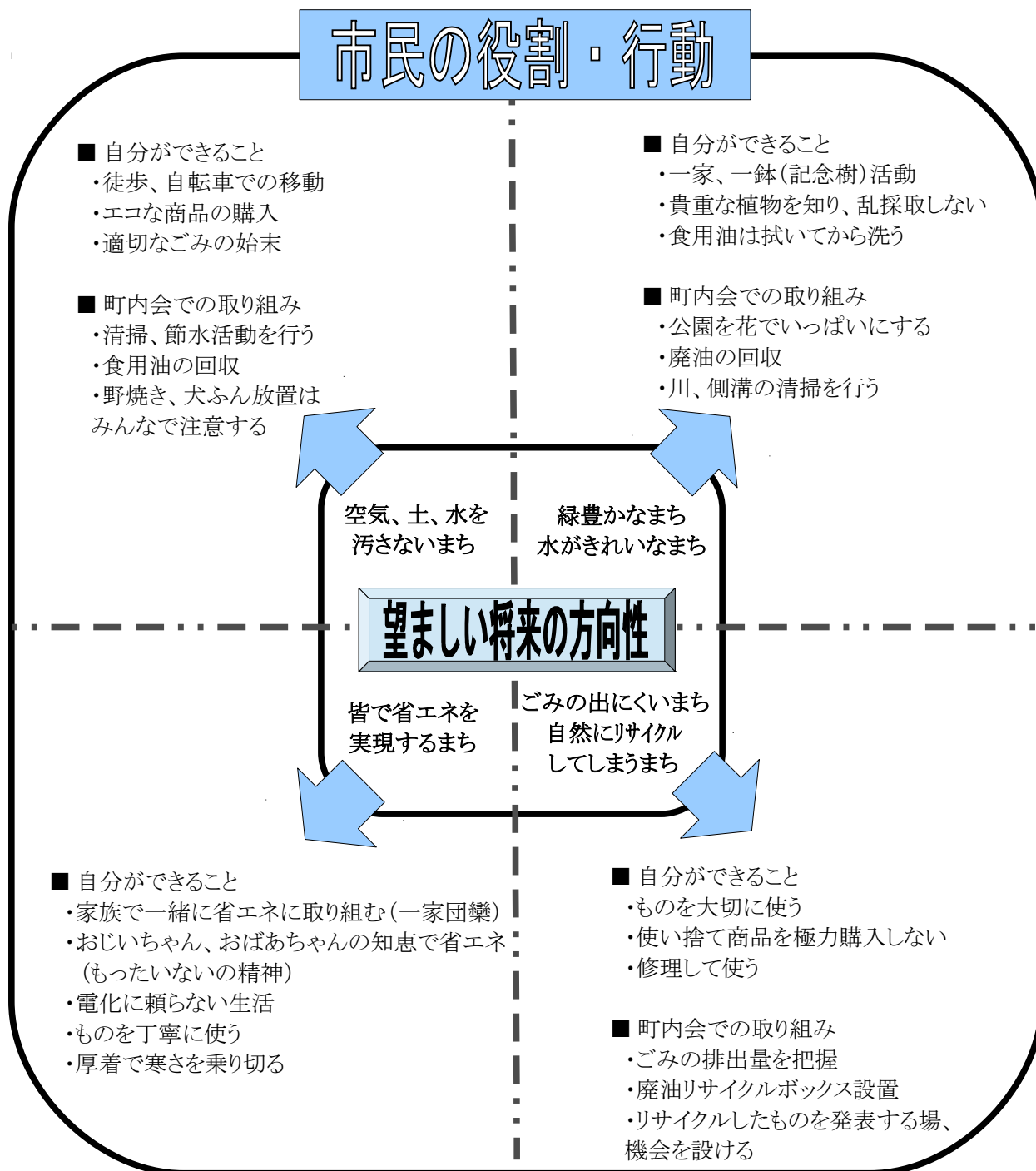
- ◎ 正しい、嘘のない情報の公開
- ◎ 「省エネ」と「新エネ」は両輪

まとめ

- ◎ 効果の見える化
- ◎ 意識の改革が必要
- ◎ 常にマイバッグ・バスケットを持ち歩く



テーマ 「環境目標（望ましい将来の方向性）と市民の役割」



【資料 15】用語の解説

【あ行】

会津若松市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)

「ごみを減らそうプロジェクト 970」をスローガンに、ごみの減量やリサイクルの推進についての基本方針や具体的な取り組みについて定めた計画。平成 28 年(2016 年)4 月に策定され、計画期間は平成 28 年(2016 年)度～平成 37 年(2025 年)度。

会津若松市猪苗代湖水環境保全推進計画

平成 15 年(2003 年)2 月、本市における猪苗代湖の水環境保全のための対策を具体的、体系的に示す基本的な計画として策定し、平成 26 年度以降は本基本計画に含めることにより、効果的な進行管理を図っている。本計画に基づき、流域自治体の一員として、本市でもさまざまな施策に取り組んでいる。

会津若松市新エネルギービジョン

太陽熱や太陽光、風力などの新エネルギーを活用した、クリーンで環境負荷の少ないまちづくりを目指し、その導入に向けた施策等をまとめたもの。平成 15 年(2003 年)2 月に策定された「会津若松市地域新エネルギービジョン」を本基本計画の策定に併せて改訂し、効果的な進行管理を図っている。

会津若松市地球温暖化対策推進実行計画(事務事業編)

本市が市役所の全ての事務事業から排出される温室効果ガスを削減するために策定した計画(第一期計画は平成 18 年(2006 年)度に、第二期計画は平成 23 年(2011 年)度、第三期計画は平成 28 年(2016 年)度に策定)。温室効果ガスの削減目標や削減に向けた取り組み事項などが記載されている。

会津若松市総合計画

市政の総合的かつ計画的な運営を図るため、基本理念、基本目標、政策、施策等を体系的に示した基本構想及び基本計画等を内容とする本市の最上位計画。市の政策、施策及び事務事業は、総合計画に基づくことを基本とする。自治基本条例第 16 条の規定に基づき、平成 29 年(2017 年)2 月に策定。

会津若松市の環境

環境基本計画にかかる各種事業の実績報告書として、毎年 1 回発行している。市のホームページのほか、各庁舎、各市民センターなどで見ることができる。

会津若松市バイオマス活用推進計画

平成 26 年(2014 年)3 月に、バイオマス活用推進基本法に基づき策定した、本市のバイオマス活用の推進の取り組みなどについて定めた計画。本基本計画に含めることにより、効果的な進行管理を図っている。

会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法に基づき、平成 27 年(2015 年)4 月に策定した本市の地方版総合戦略。「自我作古(古いしきたりや前例にとらわれず、後の先例となるものを自らが作り出していくこと、の意)」という言葉のもと、アナリティクス産業・ICT 産業の集積や歴史・文化観光等による地域連携と交流促進などにより、「会津若松市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」に掲げた「10 万人程度の長期的な安定人口の実現」を目指している。

赤井谷地沼野植物群落

(あかいやちしょうやしよくぶつぐんらく)

会津若松市湊町の猪苗代湖の西約 1 km に位置し、標高 525 m の高層湿原である。寒地性植物群落として、昭和 3 年(1928 年)に国の天然記念物に指定された。ツルコケモモ、ホロムイイチゴ、ホロムイソウ、ミカズキグサなど北方系の亜寒帯植物が自生している。

一次エネルギー

薪・木炭・石炭・石油・天然ガス・水力など自然採取されたままの物質を源としたエネルギーのこと。電力やガソリンは一次エネルギーを変換・加工して作られるため、二次エネルギーと呼ばれる。

一酸化二窒素(N₂O)

亜酸化窒素とも言う。温室効果ガスの 1 つで寿命は約 120 年、温室効果(地球温暖化係数)は二酸化炭素の約 300 倍。海洋や土壌から、あるいは窒素肥料の使用や工業活動により放出されるが、主に太陽の紫外線により分解されて消滅する。

一般環境大気測定局

大気汚染防止法に基づき都道府県知事が設

置する、住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を常時監視するための測定局。全国に約 1,500 局ほど設置されている。

猪苗代湖環境保全推進連絡会

平成 13 年（2001 年）2 月に猪苗代湖岸の郡山市、猪苗代町、本市が協力して猪苗代湖の環境・水質の保全をしていくために設立した。

主な活動としては、湖岸一斉クリーンアップ作戦、ビーチクリーナーによる砂浜清掃、流域の小学校（湊小・湖南小・翁島小）による子ども交流会などがある。

エコチャレンジ事業

県が家庭部門での温室効果ガス排出量削減に向けて実施している地球温暖化対策事業。

エコドライブ

省エネルギーセンター等が推奨する省燃費運転の総称。無駄なアイドリングはやめる、発進するときはゆっくりアクセルを踏むなど 10 の実施項目があり、実践すると約 10～20% の燃料消費を抑えることができる。

エコファーマー

平成 11 年（1999 年）に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当であるという認定を受けた農業者の愛称名。エコファーマーは環境に配慮し、農薬や化学肥料をできるだけ使用しない生産活動を進める。

エネルギー起源二酸化炭素

自動車等の燃料であるガソリンや軽油、電気や熱などのエネルギーを作るための化石燃料などを燃やした時に排出される二酸化炭素のこと。

エネルギー消費原単位

エネルギー使用量をエネルギー使用量の増減と密接な関係を持つ値で割った値のこと。数値が小さければ小さいほど合理的にエネルギーを使用していることになる。

平成 21 年（2009 年）度に省エネ法が改正されたことにより、年間のエネルギー使用量が一定規模（原油換算 1,500KL/年）を超える施設は、「特定事業者」に指定され、年平均 1% 以上のエネルギー消費原単位の改善が求

められることとなった。本市については、市長部局及び教育委員会が特定事業者指定されている。

エネルギーの地産地消

エネルギー（電気）を自分たちが住む地域で生み出し、自分たちの地域で消費するという考え。

東日本大震災以降、化石燃料や原子力に代わるエネルギーとして、再生可能エネルギーが注目を集めており、太陽光やバイオマスなど地域の資源等を発電等に活用することが期待されている。

地域内で電力を発電することにより、安定的な電力の供給が可能となることから、災害時にも停電のリスクが少ない持続可能な社会づくりが可能となるほか、企業誘致等を含めた産業振興にもつながるものと期待される。

MPN（えむぴーえぬ）

大腸菌群数の計数方法のひとつ、最確数法（MPN 法）により、試料の中にいる大腸菌群の数の、最も確からしい数値を確率論的に推計した値。

オゾン層

地球の大気中でオゾンの濃度が高い部分のところ。地表から 20～25km の高さのところが、最も密度が濃くなる。オゾン層は太陽からの有害な波長の紫外線の多くを吸収し、地上の生物を保護する役割をしている。近年、大気中に放出されたフロンなどの化学物質が原因となってオゾン層が破壊される現象が起きており、南極や北極の上空ではオゾンの濃度が極端に減少する“オゾンホール”が発生している。

汚泥消化ガス

主に下水処理場などで発生する汚泥（し尿や食物のくず、水処理過程で増える微生物等の固形物）を減量する過程で、嫌気性発酵（けんきせいはいこう）により発生するガスのこと。

円筒形や卵型の密閉されたタンクに汚泥を入れて 38℃ 付近に加温すると、嫌気性（増殖に酸素を必要としない）細菌により、有機物が分解され 60% 程度のメタンを含むガスになる。

温室効果ガス

太陽からの日射エネルギーは、地表を暖め、暖められた地表からは大気中に熱エネルギー

(赤外線)が放出される。この放出された赤外線の一部を吸収し温室効果をもたらす気体の総称を、温室効果ガスと呼ぶ。温室効果ガスの種類には、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素などがある。近代以降、電力や化石燃料などのエネルギーの使用により温室効果ガスが人為的に排出されたことで、温室効果ガスが増大し、これが地球温暖化問題の主な原因となっている。

温度差熱利用

河川水、地下水、海水等の水源や地中熱と外気温との温度差を利用し、ヒートポンプや熱交換器を活用し冷暖房のエネルギーとして利用すること。工場からの排熱や地下鉄からの排熱等の人工排熱も利用できる。

【か行】

学校版環境マネジメントシステム

本市の環境政策の1つ。環境マネジメントシステムを活用し、環境にやさしい学校づくりを目指す。次世代を担う子どもたちの、環境に対する自発的な活動意欲の向上を図っている。

合併処理浄化槽

し尿と併せて、台所や風呂などからの生活雑排水も一緒に処理することのできる浄化槽。

下水道と同等の処理効率を有し、し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べ、環境へのBOD 負荷の排出は約1/8に抑えられる。

家庭版環境マネジメントシステム

本市の環境政策の1つ。環境マネジメントシステムを活用し、家庭において環境にやさしいライフスタイルづくりを目指し、資源の有効利用やごみの減量、省エネなどの環境に関する取り組みを行うものである。

カーボンフリー

製造から使用までの過程で二酸化炭素を発生させないこと。平成29年(2017年)12月に決定された国の「水素基本戦略」では、水素をカーボンフリーなエネルギーの新たな選択肢として位置づけている。

環境基準

環境基本法第16条第1項の規定に基づき「人の健康を保護し、及び生活環境を保全す

る上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標をいう。

現在、環境基準は、大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌汚染及び地下水について定められている。

環境審議会

環境基本法第44条に基づき、その市町村の環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させるなどのために設置される機関。

本市では、市長の委嘱により、(1)環境行政に関心を持つ市民、(2)各種団体の代表者、(3)学識経験者、(4)関係行政機関の職員のうち12人以内で組織することが条例により定められている。

環境配慮指針

環境基本計画を有効なものとするために、市民・事業者が、日常生活や事業活動の中で行う、環境に配慮した行動を示したもの。

環境美化推進協議会

清潔で快適な生活環境の保全や整備、良好なまちづくりに寄与することを目的として設立された団体。清掃活動、廃棄物の減量化や不用品の再資源化のための事業、環境美化推進のための意識啓発などの事業を行っている。

環境フェスタ

平成5年(1993年)度から本市で開催されている環境イベント。市民の環境保全意識の高揚や、環境保全に取り組む市民団体・企業間の交流を図ることを目的とし、市民協働で開催されている。

環境負荷

人の生活や事業活動などが環境に与える負担のこと。環境基本法では、「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう」と定義している。

環境保全型農業

農業が有する物質循環型産業としての特質を最大限に活用し、環境への負荷をできるだけ減らしていくことをめざすタイプの農業のこと。

具体的には、化学肥料や農薬に大きく依存しない、家畜ふん尿などの農業関係排出物等をリサイクル利用するなどの取り組みがあげ

られる。

環境保全型農業直接支援対策事業

環境保全型農業に取り組む農業者等に対し、国が直接支援する制度で、平成 23 年（2011 年）度から開始された。

地域の慣行に比べ化学肥料等の使用を原則 5 割以上低減することに加えて、農業者等が実施する堆肥の施用や有機栽培などの取り組みの面積に応じて、交付金が交付される。

環境マネジメントシステム

(EMS=Environmental Management System)

市役所や事業者などが、自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、その達成に向けて取り組んでいくことを「環境マネジメント」といい、取り組みを進めるための体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」という。

間伐材

森林の成長過程で、一本一本の樹木が適度な間隔を保ち、太陽光が木の根本や地面まで十分に届く環境をつくるため、密集した木々の一部を間引きする、間伐という作業において発生する木材のこと。

気候変動適応計画

平成 30 年（2018 年）12 月、気候変動適応法に基づき、国が定めた計画。農業や防災など気候変動適応に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、気候変動影響による被害の防止・軽減、さらには、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指している。

気候変動適応法

平成 30 年（2018 年）6 月に公布された法律。この法律では、地球温暖化その他の気候の変動に起因して生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること、並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることを踏まえ、国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割などを定めている。

気候変動枠組条約

平成 4 年（1992 年）、大気中の温室効果ガ

スの濃度を安定化させることを究極の目標とする「気候変動に関する国際連合枠組条約」が国連において採択され、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことが合意された同条約に基づき、1995 年から毎年、気候変動枠組条約締約国会議（COP）が開催され、温室効果ガスの排出・吸収の目録の作成、温暖化対策の国別計画の策定等を締約国の義務としている。

平成 27 年（2015 年）に開催された第 21 回締約国会議において「パリ協定」が採択され、世界全体の平均気温の上昇を 2℃より十分下方に抑えることなどが目標として掲げられた。なお、平成 30 年（2018 年）にポーランドのカトヴィツェで開催された第 24 回締約国会議では、2020 年からの各国の具体的な義務などを定め、「パリ協定」の実施指針となる「カトヴィツェ気候パッケージ」が採択された。

京都議定書

地球温暖化防止のための国際会議（気候変動枠組条約締約国会議）が、平成 9 年（1997 年）に京都で開催され（COP3）、その時に採択された国際協定のこと。地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの削減量について、先進各国等に法的な拘束力のある数値目標を定めており、平成 17 年（2005 年）2 月に発効した。

約束期間が平成 24 年（2012 年）までであったため、平成 23 年（2011 年）に南アフリカで開催された COP17 で、第 2 約束期間（平成 25 年（2013 年）～平成 32 年（2020 年））についても京都議定書を延長することが決まったが、日本は平成 25 年（2013 年）以降の不参加を表明していた。その後、平成 27 年（2015 年）に採択された「パリ協定」には日本も参加している。

グリーンツーリズム

都市住民等が農山漁村に長期滞在して休暇を楽しむ余暇活動のこと。従来の観光のように、名所・旧跡を訪ねて回る旅行とは異なり、その地域の自然・文化・農林漁業の体験や人々との交流などで休暇を楽しむ旅行のかたちである。

このような農山漁村と都市のさまざまな交流を通じて、人々の交流が活発になり、農林漁業の振興や、農山漁村の活性化が促進されることが期待される。

COOL CHOICE（クール・チョイス）

平成 27 年（2015 年）7 月から開始された、国が主導する地球温暖化対策のための国民運動。省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動などを積極的に選択することなどと呼ばれている。

公園等緑化愛護会

快適で安心な緑あふれる公園や緑地を維持していくことを目的として、近隣の町内会や老人クラブ等が主体となって結成し、公園や緑地の維持管理を行政と一体となって行おうとする組織のこと。主な活動は清掃、花壇管理、草・芝刈り、敷地内の巡視など。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物・炭化水素等が太陽の紫外線によって光化学反応を起こし、その結果生成されるオゾンを中心とする過酸化物の総称。眼を刺激する有害物質であり、光化学スモッグの原因となる。

光化学スモッグ

大気中の光化学オキシダント濃度が高まって発生するスモッグのこと。日差しの強い夏季に多く発生し、人の目やのどを刺激することがある。

公共用水域

水質汚濁防止法によって定められている、公共利用のための水域や水路のこと。河川、湖沼、港湾、沿岸海域、かんがい用水路等、その他公共で使われる水域や水路。

耕作放棄地

以前は耕地であったが、過去 1 年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地。就農者の高齢化や後継者不足、農産物の価格低迷などによる農業経営条件の悪化が主な要因とされている。

高度処理合併浄化槽

富栄養化の原因となる窒素やリンを処理水から除去できる機能を有する合併浄化槽。

固定価格買取制度（FIT）

太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度で、平成 24 年（2012 年）7 月に開始された。電力会社が買い取る費用の一部は、電気の使

用者から賦課金というかたちで広く徴収されている。

コジェネレーションシステム

「熱電併給」ともいう。ガスなどを用いて発電し、その際に発生する排熱を冷暖房や給湯などに利用することにより、エネルギーを有効活用する仕組みのこと。

個人積算線量計

個人が長期間携帯し、本人がその期間中に被ばくした放射線量を測定する線量計。バッヂ式と電子式があり、通常 1 ヶ月程度携帯し、その積算線量から 1 年間の積算線量を推計する。原発作業者等はこの線量計で被ばく線量を測定している。

固定発生源

騒音・振動や大気汚染等の発生源のうち、工場や事業所など、発生場所が移動しない発生源のこと。自動車や航空機など、発生場所が移動する発生源は移動発生源という。

子ども交流会

会津若松市、郡山市、猪苗代町の湖岸地域の小学校の交流と猪苗代湖の環境保全意識の高揚を図るため、猪苗代湖環境保全推進連絡会が毎年開催しているイベント。連絡会を構成する 3 市町が持ち回りで開催している。

【さ行】

再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどエネルギー源として持続的に利用することができるエネルギーのこと。

再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン（第 2 期）

平成 28 年（2016 年）3 月、県が策定した再生可能エネルギー普及推進のための計画。2040 年ごろを目途に県内のエネルギー需要量の 100% 以上に相当するエネルギーを再生可能エネルギーとするという数値目標を掲げている。

里山

確立している定義はないが、原生的な自然と都市との間に位置し、人の手が加わった雑

木林や農地、集落を含む地域のこと。広い概念として「里地里山」ともいう。

3R（さんあーる）

「リデュース（Reduce）＝できるだけごみを出さない」、「リユース（Reuse）＝使えるものはくり返し使う」、「リサイクル（Recycle）＝ごみを再び資源として利用する」という3つの英語の頭文字を取った言葉。「リフューズ（Refuse）＝不要なものは買わない」を加えて4Rと呼ばれることもある。

酸性雨（酸性雪）

大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中の水分や雨に溶け込み雨水（雪）が酸性化したもので、通常はpHが5.6より低い場合を言う。欧米では、森林被害や建物の崩壊被害なども生じている。産業活動に伴う化石燃料の燃焼や火山活動などが硫黄酸化物などの発生源とされるが、国内だけでなく、中国大陸からの影響も大きいと考えられている。

三フッ化窒素(NF₃)

半導体の製造過程で使用される物質。地球温暖化対策の推進に関する法律の改正により平成27年（2015年）4月から温室効果ガスとして追加された。

温室効果（地球温暖化係数）は二酸化炭素の約17,200倍となる。

COD（しーおーでいー）

Chemical Oxygen Demand（化学的酸素要求量）の略。海域や湖沼の水の汚れの度合いを示す数値で、水中の有機物などの汚れを薬品（酸化剤）で分解するときに使われる薬品中の酸素の量をmg/ℓで表わしたものの。数値が高いほど水中の有機的な汚れが多い。

Sv（シーベルト）

放射線による人体への影響量を表す単位。1シーベルト（Sv）は1,000ミリシーベルト（mSv）、1ミリシーベルトは1,000マイクロシーベルト（μSv）。

資源循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会。狭義には、廃棄物の発生

を抑制し、再使用・リサイクルを行い、廃棄量を少なくし資源として循環利用する社会を指す。

次世代自動車

国では、「第五次エネルギー基本計画」（平成30年（2018年）7月策定）などにおいて、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車などを次世代自動車として定義している。

自然探勝（しぜんたんしょう）

従来は「優れた自然の風景地や名勝を訪ね歩くこと」の意味で使われていた。現在は、自然風景を鑑賞するばかりでなく「自然を科学的な目で観察し、学ぶこと」という意味でも使われる。

持続可能な開発目標（SDGs）

平成27年（2015年）9月、国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で示された国際社会が2030年に向けて持続可能な社会の実現のために取り組むべき課題をまとめたもの。

取り組むべき課題は、17項目のゴール（目標）とそれに付随する169のターゲットから構成され、エネルギーや水資源、気候変動などの環境面での課題だけでなく、貧困や保健、教育や経済成長など、幅広い課題が対象となっている。環境問題は、これらの経済的・社会的な課題と不可分であることが明記されている。

重金属

一般には鉄よりも比重の重い金属元素のことを指す。20世紀に、水銀、カドミウム、銅などが公害病の原因となったことから、毒性のある金属というイメージが先行しがちだが、亜鉛などのように体に必要な元素もある。

省エネ法

正式には「エネルギーの使用の合理化に関する法律」といい、工場の機械や器具等の省エネ化を進め、エネルギー（化石燃料）を効率的に使用することを求めた法律。平成21年（2009年）度に内容が大幅に改正され、対象が業務・家庭部門にまで広がった。

常緑針葉樹（じょうりよくしんようじゅ）

年間を通して葉がついており、葉が針のように細長い樹木のこと。主にスギやヒノキなど。

新エネルギー

再生可能エネルギーの中でも、技術的には確立しているがコストが高く、普及のために支援が必要がエネルギーとして国が定めているもの。（例）太陽光発電、風力発電、地熱発電、バイオマス発電など。

森林整備地域活動支援交付金

近年、林業生産活動の停滞や、所有者の高齢化などで、森林整備が適切に行われないことが問題となっていることから、計画的にかつ適正な森林の整備を推進するため、森林の歩道の整備や森林情報の収集活動等を実施する者に対して交付する支援金のこと。

森林施業面積

森林の所有者等が一定のまとまりを持った森林について、5年を1サイクルとして造林や伐採等の計画を策定し、市町村長の認可を受けた面積。

水素基本戦略

平成29年（2017年）12月に決定された水素利活用に向けた国の計画。水素がカーボンフリーなエネルギーの新たな選択肢として位置づけられた。

水素ステーション

ガソリン車のガソリンスタンドと同様、燃料電池車への水素充填を行う施設。大きく分けて「定置式」と「移動式」の2種類があり「定置式」はさらに「オンサイト」方式と「オフサイト」方式に区分される。「オンサイト」方式ではステーション内で水素を製造し、「オフサイト」方式ではステーション外で製造した水素をステーションに搬送する。「移動式」は水素供給装置を搭載した大型トレーラー等が既定の場所に移動し、燃料電池車に水素充填を行う。

スマートメーター

電力を計測するメーターの1つ（電力消費測定器）。メーターに通信機能が備わっており、電気会社と利用者の間で電力使用量などのデータをやり取りすることができ、より細かく電力消費量を監視・制御することができ

る。

平成22年（2010年）6月に閣議決定された「第四次エネルギー基本計画」において、2020年代の可能な限り早い時期に、原則全ての需要家に導入を目指すこととされ、平成26年（2014年）4月の省エネ法の改正によって、各地域の電力会社（一般配送電事業者）に設置計画を公表することが義務づけられた。

これをうけて、東北電力株式会社では、平成35年（2023年）度までにすべての需要家にスマートメーターを設置することを予定している。

生活環境保全推進員

ごみのポイ捨てや犬ふんの放置、自転車の放置の禁止などの周知、徹底を図るために担当地区を巡回し、情報収集やポイ捨ての禁止等についての啓発、指導などの業務を行うために、市から委嘱を受けた者。

清掃指導員

清掃思想（ごみの出し方、減量方法など）を市民へ普及する意識啓発と、市の清掃行政が円滑に進むように許可業者の指導、立入検査を行う職員のこと。

生態系

生物（植物、動物、微生物）とこれらを取り巻く非生物的要素（土壌、水、鉱物、空気など）とが物質循環やエネルギーの流れを通じて相互に作用し、一つの機能的な単位を成している複合体をいう。

生物多様性の保全

地球上には多様な種・遺伝子・生態系が存在しているが、自然破壊などの人間活動によって失われつつあるため、これらを保全するための活動のこと。（例：特定外来生物^{*}の防除など。）

雪氷熱利用（せっぽうねつりよう）

冬期の積雪や氷を貯蔵施設等で保存し、公共施設やマンション等において夏期の冷房エネルギー、また農作物の冷蔵エネルギーとして利用すること。

ゼロエミッション

エミッションとは排出物・廃棄物を指し、ゼロエミッションとは「廃棄物ゼロ」という意味。一産業部門から出る廃棄物を他の部門

の再生原料として転換することにより、環境への負荷を一切なくすこと。1994年に国際連合大学が「ゼロエミッション研究構想」を発足させ、国際共同研究事業として研究が進められている。

【た行】

大気汚染物質

大気中に存在する有害な物質の総称。火山や黄砂など、自然に発生する場合と、工場の操業や自動車の排気ガスなど、私たちが社会活動を行うことによって発生する場合がある。

大規模HEMS情報基盤整備事業

平成26年（2014年）度から平成27年（2015年）度に経済産業省が実施した、全国14,000世帯にHEMS（Home Energy Management Systemの略で家庭用のエネルギー管理システムのこと。家庭内の電気製品の運転を制御し、エネルギー消費量の削減を図ることができる。）を設置する実証事業。

本市でも市内の約500世帯にHEMSが設置され、電気使用量のデータの収集・分析が行われたほか、家庭でもその情報が見ることができるようになった。

第五次エネルギー基本計画

平成30年（2018年）7月、閣議決定された国のエネルギーに関する基本的な計画。再生可能エネルギーを含むエネルギー政策全般について定めている。

第五次環境基本計画

平成30年（2018年）4月、閣議決定された国の環境政策に関する基本的な計画。SDGsの考え方を踏まえ、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めるとしている。

太陽熱利用

屋根に設置した太陽熱温水器等で温水を作り、給湯や暖房等の熱として利用するシステム。太陽熱利用機器は、エネルギー変換効率が高く、設備費用が比較的安価で費用対効果の面でも有効とされる。

地域循環共生圏

国の「第五次環境基本計画」において提示された、環境・経済・社会の統合的向上の具体化に向けた考え方。同計画では、地域循環

共生圏は、「各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワーク（自然的つながり（森・里・川・海の連関）や経済的つながり（人、資金等））を構築することで、新たなバリューチェーンを生み出し、地域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も活かす」ものとされている。

地球温暖化

19世紀以降、化石燃料を大量に消費し、大気中の二酸化炭素などの人為的な温室効果ガス排出量が増加したため、地球の平均気温が上昇する現象のこと。海水の熱膨張や氷河・氷床の溶解による海面上昇、気候変動に伴って生じる災害、食料不足等が危惧されている。

地球温暖化対策計画

平成28年（2016年）5月、閣議決定された国の地球温暖化対策の計画。2030年度に2013年度比で温室効果ガス排出量を26%削減、2050年度には80%削減するという目標を掲げている。

地球温暖化対策の推進に関する法律

平成10年（1998年）10月に公布された法律。この法律は、平成9年（1997年）に採択された京都議定書において、日本が温室効果ガスの排出量を平成20年（2008年）～平成24年（2012年）の間に1990年レベルよりも6%削減することを義務づけられたことを踏まえ、国や自治体に温室効果ガスの削減に向けた実行計画の策定、公表を義務づけ、地球温暖化対策の推進を求めたもの。同法律では、国民に対しても、日常生活における温室効果ガスの抑制・削減を求めている。

地熱バイナリー

一般に地熱発電は、温度が150℃以上の地下からの蒸気でタービンを回して発電するが、もっと温度の低い蒸気でも発電できるよう、水より蒸発しやすい流体（例：ペンタン、沸点36℃）を利用して発電するように工夫したもの。水とペンタンの2つの流体を利用することから、「バイナリー」の言葉が名称に使われている。採算性の発電を行う場合、現在の技術では約90℃以上の源泉温度が必要になる。

中山間地

都市や平地以外の山間地や、その周辺の地域等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域のこと。

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、窒素酸化物、二酸化炭素といった大気汚染物質の排出や騒音の発生が少ない自動車のこと。ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車があげられる。次世代自動車とほぼ同義。

d B（デシベル）

音の大きさ（音圧）を表す単位で、数値が大きいくほど音が大きくなる。測定器で音の大きさを測ると 20 デシベルごとに 10 倍の大きさになる。

天然記念物

動植物や地質鉱物で学術上価値の高いもののうち、国、県、市などが指定したものをいう。本市では赤井谷地沼野植物群落、高瀬の太木（ケヤキ）などが指定されている。

電力の小売全面自由化

電気事業法の改正により、平成 28 年（2016 年）4 月から、電気の小売業への参入が全面自由化されるとともに、一般家庭や商店を含むすべての消費者が電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになったこと。

自由化により、地域で発生する再生可能エネルギーによる電力を供給する事業者や自治体が出資した企業など、全国各地で新たな電力会社（新電力）が数多く設立されている。

東北都市環境問題対策協議会

東北 6 県の市で構成する協議会。大気汚染・水質汚濁・騒音・振動、その他環境問題に関する調査研究を行っている。

特定外来生物

日本在来の生物を捕食したり、これらと競合したりして生態系を損ねたり、人の生命・身体、農林水産業に被害を与える、あるいはそのおそれのある外来生物のこと。

これらの生物による被害を防止するために、「特定外来生物による生態系等に係る被害の

防止に関する法律」では、「特定外来生物」等として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入等について規制を行うとともに、必要に応じて国や自治体が野外等の外来生物の防除を行うことを定めている。

都市型・生活型公害

自動車や近隣住民の騒音、生活雑排水による河川の汚濁、地下水の汲み上げによる地盤沈下など、まちの都市化や生活スタイルの変化によって引き起こされる公害のこと。

都道府県別エネルギー消費統計

都道府県における温室効果ガス対策の実行計画等を作成する上での参考資料として、国が公表している統計。石油・石炭・天然ガスなどのエネルギー源がどのように消費されたか、都道府県ごとに推計している。

平成 28 年（2016 年）12 月、精度向上などを目的に作成方法が変更され、数値が平成 2 年（1990 年）度まで遡って改訂された。

【な行】

二酸化硫黄

石炭や石油などの化石燃料の燃焼、硫酸の製造、金属の精錬などの事業活動や、ディーゼル自動車の排気ガスなどから発生する。二酸化硫黄は直接、あるいは粉じんに吸着するなどして人体に入り、呼吸器系に影響を与えたり、動植物や建物等にも被害を及ぼすこともある。

二酸化窒素

石油、ガス等の燃料の燃焼に伴って発生するもので、工場、自動車などが主な発生源である。人の呼吸器に影響を与えるだけでなく光化学反応により光化学オキシダントを生成する原因物質の一つとなる。

Z E H（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

Z E B（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）

住宅・建築物の高断熱化と高効率設備により、快適な室内環境と大幅な省エネルギーを同時に実現したうえで、太陽光発電等の再生可能エネルギーを導入することにより、年間に消費する正味（ネット）のエネルギー量を概ねゼロとすることを目指した住宅・建築物。

燃料電池自動車

燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車。ガソリンスタンドで燃料を補給するように、燃料電池自動車（FCV）は水素ステーションで燃料となる水素を充填する。国内メーカーにより乗用車やバスが市販されているほか、フォークリフトなどの開発が進められている。

ノーカーデー

地方自治体や企業等で行われる、交通渋滞緩和と大気汚染抑制を目的としたキャンペーンで、一定の月日・曜日または期間について自家用車の利用自粛と公共交通機関の利用等と呼びかける。本市役所では、毎月最終週をマイノーカーデーと定め、職員に公共交通機関の利用や相乗り通勤等と呼びかけている。

農業集落排水事業（施設）

農業用水路や河川などの水質保全と農村生活環境の保全のため、農業集落におけるし尿生活雑排水などの汚水を処理する事業（施設）のこと。

農地中間管理機構

担い手への農地の集積・集約化を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業を行う団体で、県知事が指定した団体。機構は、地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し集約化する必要がある場合や、耕作放棄地等について借り受け、必要な場合には基盤整備等の条件整備を行い、担い手に対し、まとまりのある形で利用できるよう配慮して農地の貸付を行う。

野焼き

ドラム缶や旧式の焼却炉など、基準を満たしていない焼却施設や田畑等の戸外で廃棄物を焼却すること。ただし、公益上若しくは社会の慣習上止むを得ない廃棄物の焼却、又は周辺的生活環境に与える影響がわずかである場合は該当しない。

該当しない例として、風俗習慣上又は宗教上の行事として行うもの（歳の神など）、農業、林業等を営むうえで止むを得ないもの（もみ殻、稲わら、せん定した枝など、ただし、農業用ビニール等は焼却できない）、焚き火、キャンプファイヤー等の軽微なもの、土手の雑草の焼却、薪ストーブなど、廃棄物の処理が

目的でないものがあげられる。

【は行】

パーフルオロカーボン(PFC)

半導体の製造過程で使用される物質。大気中に放出されてもオゾン層を破壊する影響は少ないが、温室効果（地球温暖化係数）が二酸化炭素の約7,390倍の強力な温室効果ガスであるため、地球温暖化を促進するといわれている。

バイオディーゼル燃料(BDF)

菜種油・ひまわり油などの生物由来の油や廃食用油から作られる軽油の代替燃料（ディーゼルエンジン用燃料）の総称。燃焼によって二酸化炭素を排出しても、大気中の二酸化炭素総量が増えず、カーボンニュートラルとなる。バイオディーゼル燃料は、従来の軽油に混ぜてディーゼルエンジン用燃料として使用できるため、二酸化炭素削減の手段として注目されている。また、従来の軽油と比較して、硫黄化合物（SOx）がほとんど出ないという利点もある。

バイオマス

主に、再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料を除く）を指す。基本的には草食動物の排泄物を含め1年から数十年で再生産できる植物体を起源とするものを指す。

バイオマスエネルギー

間伐材や稲わら、もみ殻、家畜の糞、生ごみなど生物体を構成する有機物をエネルギー源として利用するもの。木屑焚きボイラーやペレットストーブ等による直接燃焼や家畜の排せつ物等を原料としてメタンガスを生成するメタン発酵、食品廃棄物である廃食用油からバイオディーゼル燃料を作り出すエステル化などがある。

バイオマスタウン構想

地球温暖化対策、さらには地域経済の活性化のため、従来の化石燃料に替わり生物由来の有機性資源である「バイオマス」を有効利用してまちづくりを進めるための計画書。本市では平成20年（2008年）度に策定された。

バイオマス熱利用

バイオマス資源（生物由来の有機性資源）を燃焼して発電した際の排熱を利用したり、バイオマス資源の燃焼や発酵により発生したメタンガスを燃焼して利用すること。

バイオマス燃料製造

バイオマス資源（生物由来の有機性資源）からつくる燃料で、木質ペレットなどの固体燃料、バイオエタノールやバイオディーゼルなどの液体燃料、そしてバイオガスなどの気体燃料がある。

廃棄物起源二酸化炭素

廃棄物を焼却することで生じる二酸化炭素。

廃棄物系バイオマス

日常生活や産業活動によって生じる副産物や廃棄物を資源として活用したもので、生ごみ、下水汚泥、廃食用油などがある。

排出係数

エネルギー量（電気、ガス、石油など）あたりの二酸化炭素排出量を表した数値。例えば、ガソリン1リットルあたりの排出係数は2.32（＝2.32kgの二酸化炭素を排出）となる。電力については、1kWhの発電に伴い発生する二酸化炭素の量を表しており、各電力会社により異なるほか、毎年電源構成が変動するため、排出係数も変動する。

東北電力株式会社の排出係数（調整前）

年度	排出係数（トンCO ₂ /kWh）
1990	0.000403
2000	0.000425
2010	0.000429
2011	0.000547
2012	0.000600
2013	0.000591
2014	0.000571
2015	0.000556
2016	0.000550
2017	0.000521

ハイドロフルオロカーボン(HFC)

従来、冷蔵庫等の冷媒として使われていた

フロンがオゾン層破壊の原因になると問題視されたことから、それに代わるものとして普及してきた冷媒の一種。大気中に放出されてもオゾン層を破壊する影響は少ないが、温室効果（地球温暖化係数）が二酸化炭素の約1,430倍の強力な温室効果ガスであるため、地球温暖化を促進するといわれている。

パリ協定

2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際的な枠組みで、平成27年（2015年）12月にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された。世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えることなどが目標として掲げられ、主要排出国を含むすべての締約国が削減目標を5年ごとに提出・更新することなどが義務づけられた。

磐梯朝日国立公園

国が指定し、保護・管理を行う公園で、出羽三山から朝日連峰、飯豊連峰を経て、磐梯山、吾妻山、猪苗代湖からなる日本で3番目に大きな国立公園である。

pH（ピーえっち）

水素イオン濃度指数のこと。水の酸性又はアルカリ性を表す指標であり、pH7が中性、7より大きいものがアルカリ性、7未満が酸性となる。通常の河川のpHは6.5～8.5であり、この範囲を超えると魚類や農作物に被害を与えるようになる。

BOD（ビーおーでいー）

Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略。河川などの水の汚れの度合いを示す数値。水中の有機物などを微生物が食べて（取り込み）、エネルギーに変えるときに使われる酸素量をmg/ℓで表したもの。数値が高いほど、水中の有機的な汚れが多い。

PDCA（ピーでいーしーえー）サイクル

環境改善を進めていくための一連の流れ。PLAN（計画）→Do（実行）→Check（確認）→Action（改善）を継続的に繰り返しながら、環境への負荷の低減や、より良い環境を目指す。本来、企業の業務向上（品質向上、経費削減）などのために用いられる管理手法。

ppm（ピーピーえむ）

ppm (parts per million の略) は、ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われ、パーセント (%) が百分の 1 の割合を指すのに対し、ppm は 100 万分の 1 を意味する。

例えば、空気中 1 m³中に 1 cm³物質が含まれているような場合、あるいは水 1 kg 中に 1 mg の物質が溶解している場合、この物質の濃度を 1 ppm という。

非飲用地下水調査

地下水の有機塩素化合物による水質汚濁の状況を把握し、今後の水質保全等にいかすために、昭和 61 年 (1986 年) より市内 130 箇所以上の融雪用等の非飲用地下水について調査・監視している。

微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に気体のように長期間浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子のうち粒径が 2.5 マイクロメートル (マイクロメートルは、1 mm の 1000 分の 1) 以下のものをいう。

福島議定書事業

県が実施している地球温暖化対策事業。事業者や学校が福島県知事と議定書を取り交わし、省資源・省エネルギーなどの地球温暖化対策に取り組む。

福島県猪苗代湖・裏磐梯湖沼水質保全推進計画

平成 14 年 (2002 年) 3 月に施行された「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」に基づき、同時期に策定された猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域の水環境の保全の推進に関する基本的な計画のこと。

福島県地球温暖化対策推進計画

平成 29 年 (2017 年) 3 月に見直しが行われた県の地球温暖化対策計画。2020 年度に 2013 年度比で温室効果ガス排出量を 25% 削減、2030 年度に 45% 削減するという目標を掲げているほか、「気候変動の影響に対する適応策」の章を設けている。

福島新エネ社会構想

平成 28 年 (2016 年) 9 月、福島県内での新エネルギー (再生可能エネルギー) 推進のために国が策定した構想。再生可能エネルギーの導入拡大、水素社会実現のモデル構築、スマートコミュニティの創出を掲げている。

フロン

正式には「クロロフルオロカーボン」といい、炭化水素にフッ素と塩素が結合した化合物の総称。冷蔵庫などの冷媒や電子部品の洗浄剤、発泡剤等に使われている。大気中に放出されると、オゾン層を破壊し、また、強力な温室効果ガスであることが明らかになったことから、今日では様々な条約・法律によって使用するのに大幅な制限がかけられている。

分類 1 の取り組み

本市の環境マネジメントシステムでは、環境改善を目指し、市役所の各種事業を分類 1 ～ 5 に分けて進行管理しており、分類 1 はその一つ。分類 1 に該当するのは、環境基本計画に関連する事業で、「環境に良い影響を与える事業」が該当する。(例：ごみの減量化環境教室の開催、再生可能エネルギーの導入など)

HEMS (へむす)

Home Energy Management System の略で家庭用のエネルギー管理システムのこと。家庭内の電気製品の運転を制御し、エネルギー消費量の削減を図る。

BEMS (べむす)

Building Energy Management System の略でビルエネルギー管理システムのこと。ビルの設備等の運転管理を制御し、エネルギー消費量の削減を図る。

ペレットストーブ

木質ペレットを燃料として利用したストーブのこと。木質ペレットは間伐材などの不要物などを原料としており、燃焼によって二酸化炭素を発生するが、木が生長する過程で光合成により大気中の二酸化炭素を吸収するため、全体としては大気中の二酸化炭素を増加させず、地球温暖化対策に貢献しているといわれる。

ポイ捨て・犬ふんマナー向上市民会議

本市では平成 12 年 (2000 年) に、「会津若松市生活環境の保全等に関する条例」において、ポイ捨て・犬ふんの放置の禁止を定めたが、依然として市民からの苦情が減少しないため、平成 20 年 (2008 年) 8 月に市や区長会、環境美化推進協議会など各種団体と「ポイ捨て

て・犬ふんマナー向上市民会議」を設立し、マナー向上に係る啓発活動や美化活動を行っている。

放射線管理アドバイザー

正式には「会津若松市放射線管理アドバイザー」。平成23年（2011年）3月の福島第一原子力発電所の事故以降、放射線に関する様々な指導と助言をいただくため、市で委嘱した放射線の専門家。

ほ場整備事業

耕地や用排水路、農道の整備、土層の改良などを実施することによって農作業等にかかる労働効率の向上を図り、農村の環境条件を整備すること。

【ま行】

未利用バイオマス

現状では有効に活用されていないバイオマスのこと。農作物の非食用部分である稲わら・もみ殻などや、未利用間伐材などがある。

メタン(CH₄)

1個の炭素原子に4個の水素原子が結合した分子。天然ガスの主成分である。メタンは強力な温室効果ガスで二酸化炭素の21～72倍の温室効果（地球温暖化係数）をもたらすといわれている。

面的汚濁

市街地や裸地・開発地に降った雨により、汚れや土砂が河川等に流されたり、水田や畑などで使用された肥料や農薬等が農業排水や雨により河川等に流れ込むなど、汚濁の排出点を特定できない水質汚濁のこと。反対に特定の工場排水による汚染は点（源）汚染源という。

【や行】

有害廃棄物の越境移動

有害廃棄物などが国境を越えて移動し、発生国以外の国で処分されること。廃棄物の有害性が高かったり、移動した先で適正に処分されず、環境汚染につながる例も多い。現在は、バーゼル条約により、有害廃棄物は発生国において処分することを原則としたうえで、やむを得ず移動する場合は条約の規則に従って適正

に処分することを求めている。

有機塩素化合物

一般的に炭素と塩素が直接結合した有機化合物のことをいい、水に溶けにくく、油に溶けやすいため、動植物の体内に蓄積されやすい特徴がある。主に金属・機械部品などの洗浄剤やドライクリーニング用の洗浄剤として使用されており、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンなどがある。

遊休農地

耕作のために役立てられておらず、今後も耕作しないと見込まれる農地。または、農業上の利用状況がその周辺の地域と比べ、著しく劣っている農地。

余剰電力買取制度

出力500kW未満の太陽光発電について、自家消費分を除く余剰電力を電力会社が一定価格で一定期間（10年間）買い取る制度で、平成21年（2009年）7月に開始された。固定価格買取制度創設後は、同制度に統合された。

【ら行】

落葉広葉樹林

生育に適さない季節になると全ての葉を落とす樹木のこと。乾季の乾燥に応じて葉を落とす例と、冬季の低温に対応して葉を落とす例がある。ブナやミズナラ、カエデなど。

リサイクル（＝再循環）

製品化された物を再資源化し、新たな製品の原料として利用すること。リサイクルによって、古紙がトイレットペーパーに、食用油が石けんに再利用されるなどの例がある。

リスクコミュニケーション

有害物質などを扱う事業場で事故が起きた場合や、突発的に自然災害等が発生したときのために、想定される被害や安全対策、協力体制などについて事業者や専門家、住民、行政等が話し合い、情報の共有化と意思疎通を図ること。

リデュース（＝廃棄物の抑制）

ごみの発生を減らすこと。マイ箸やマイバッグの利用、詰め替え商品を購入するなど

資源そのものの利用を抑えること。

リユース (=再使用)

繰り返し再使用すること。ビールびんなどが代表例であるが、広告用紙の裏をメモ用紙として利用するなど再使用の一つである。

リン

通常、酸素と結びついたリン酸という形で存在し、化学肥料や農薬の原料として使われる例が多い。生体内では遺伝やエネルギー代謝に欠かせない物質でもある。湖沼や海で水中のリン酸が多いと、アオコなどの植物プランクトンが異常に増殖し、赤潮が発生することがある。

六フッ化硫黄(SF₆)

1960年代から、電気および電子機器の絶縁材などに広く使用されている化学物質。近年需要量が増えている。

温室効果（地球温暖化係数）は二酸化炭素の約22,800倍にもなり、京都議定書で削減対象の温室効果ガスの1つとされた。

会津若松市

第 2 期環境基本計画（改訂版）

平成 31 年（ 2019 年） 3 月

発行：会津若松市 市民部 環境生活課

電話： 0242-39-1111 （代表）

ウェブサイト： <https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp>

E-mail： kankyo@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp